二　地域において公共交通網を形成する路線等のうち、共同し、又は分担して運送サービスを提供する路線等を定める行為
三　地域において公共交通網を形成する路線等の全部又は一部について、共同して、運行回数又は運行時刻を設定する行為（運行回数の制限を伴うものに限る。）
四　前三号に掲げるもののほか、地域において公共交通網を形成する路線等の全部又は一部について、共同して、運賃若しくは料金又は路線等を定める行為その他の行為として政令で定めるもの

２　私的独占禁止法の規定は、地域一般乗合旅客自動車運送事業者と他の地域一般乗合旅客自動車運送事業者等が共同して行う、前項の認可を受けた協定（第十三条第一項の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの。次項において同じ。）の締結には、適用しない。ただし、第十五条第六項の規定による公示があった後一月を経過したとき（同条第五項の規定による請求に応じ、国土交通大臣が同条第一項の規定による命令をした場合を除く。）は、この限りでない。

３　道路運送法第十八条から第十九条の三までの規定及び海上運送法第二十八条から第二十九条の四までの規定は、地域一般乗合旅客自動車運送事業者と他の地域一般乗合旅客自動車運送事業者等が共同して行う、第一項の認可を受けた協定の締結には、適用しない。

（共同経営計画）

第十条　前条第一項の認可を受けようとする地域一般乗合旅客自動車運送事業者等は、共同して、国土交通省令で定めるところにより、同項の協定に基づく共同経営に関し、次に掲げる事項を定めた計画（以下「共同経営計画」という。）を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

一　申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
二　共同経営計画の区域（以下この条及び次条第一項において「計画区域」という。）及び当該計画区域内において共同経営の対象とする路線等
三　共同経営に関する協定に定められる前条第一項各号に掲げる行為の内容
四　前号の行為を行うに際し、あらかじめ、運行回数、運行距離その他の事項を勘案して、共同経営に関する協定の当事者となる地域一般乗合旅客自動車運送事業者等（以下「協定地域一般乗合旅客自動車運送事業者等」という。）の間で、当該行為により得られる収益を分配することを定める場合においては、当該分配に関する事項
五　共同経営の目標に関する次に掲げる事項
イ　基盤的サービスに係る事業の収益性の向上の程度、当該事業に従事する人員数又は当該事業に用いる車両数に係る効率の向上の程度その他の当該事業の改善に係る目標に関する事項
ロ　イの事業の改善に応じた計画区域内における基盤的サービスの提供の維持に係る目標として国土交通省令で定めるものに関する事項
六　共同経営の実施期間
七　前各号に掲げるもののほか、共同経営に関し必要な事項

２　共同経営計画には、計画区域内における地域一般乗合旅客自動車運送事業者が提供する基盤的サービスに係る事業の路線ごとの収支の状況その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

３　前条第一項の認可を受けようとする地域一般乗合旅客自動車運送事業者等は、次の各号に掲げる場合においては、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、当該申請に係る共同経営計画について、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。
一　計画区域の存する市町村（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第五条第一項に規定する地域公共交通計画（次号において単に「地域公共交通計画」という。）を作成しているものに限る。）が同法第六条第一項に規定する協議会（以下この項において単に「協議会」という。）を組織している場合　当該市町村が組織する協議会
二　計画区域の存する市町村の全部又は一部が協議会を組織していない場合であって、当該市町村の存する都道府県（当該市町村の区域内について地域公共交通計画を作成しているものに限る。）が協議会を組織している場合　当該都道府県が組織する協議会
三　前二号のいずれにも該当しない場合　前二号に定める協議会に準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（認可の基準）

第十一条　国土交通大臣は、第九条第一項の認可の申請があった場合において、当該申請に係る協定が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、同項の認可をするものとする。
一　計画区域内に、地域一般乗合旅客自動車運送事業者が提供する基盤的サービスに係る路線であって、収支が不均衡な状況にある路線が存すること。
二　共同経営を行うことにより、地域一般乗合旅客自動車運送事業者が提供する基盤的サービスに係る事業の改善が見込まれるとともに、その改善に応じ、前号の収支が不均衡な状況にある路線の存する計画区域内において当該基盤的サービスの提供の維持が図られること。
三　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第三条第一項に規定する基本方針に照らして適切なものであること。
四　協定地域一般乗合旅客自動車運送事業者等が提供する運送サービスに係る利用者に対して不当な不利益を生ずるおそれがあると認められないこと。
五　計画区域内において地域一般乗合旅客自動車運送事業者が行う基盤的サービスの提供の維持を図るために必要な限度を超えない範囲内のものであること。

２　国土交通大臣は、第九条第一項の認可をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

３　国土交通大臣は、前項の規定による協議に際して、当該協議に係る協定が次の各号に掲げる事由のいずれにも該当することについて、公正取引委員会の確認を受けなければならない。
一　協定の内容及び当該協定の締結について不公正な取引方法を用いるものでないこと。
二　加入及び脱退を不当に制限するものでないこと。

（共同経営計画の公表）

第十二条　国土交通大臣は、第九条第一項の認可を行ったときは、国土交通省令で定めるところにより、当該認可に係る共同経営計画を公表するものとする。

（共同経営に関する協定の内容の変更）

第十三条　第九条第一項の認可を受けた協定地域一般乗合旅客自動車運送事業者等は、当該認可に係る協定の内容（同項各号に掲げる事項に係るものに限る。）を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、変更後の当該協定に基づく共同経営に係る共同経営計画を提出して、その変更について国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

２　第十条第三項及び前二条（第十一条第一項第一号を除く。）の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、第十一条第一項第二号中「前号の収支が不均衡な状況にある路線の存する計画区域」とあるのは「計画区域」と、同条第三項第一号中「締結」とあるのは「変更」と読み替えるものとする。

３　第九条第一項の認可を受けた協定地域一般乗合旅客自動車運送事業者等は、第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（定期の報告）

第十四条　第九条第一項の認可を受けた協定地域一般乗合旅客自動車運送事業者等は、国土交通省令で定めるところにより、同項の認可を受けた協定（前条第一項の規定による変更の認可があったときは、その変更後のもの。次条第一項及び第五項において同じ。）に係る共同経営計画の実施の状況その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

２　国土交通大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、当該報告に係る事項を公正取引委員会に通知しなければならない。